

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（令和5年度）

法人名	日本小型船舶検査機構	根拠法令名	船舶安全法	(昭和62年10月1日民間法人化)		
1. 法人の概要	業務の概要					
	1. 船舶安全法に基づき、小型船舶検査事務等を行うことにより、小型船舶の基航性及び人命の安全の保持に資すること。 2. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、小型船舶用原動機放出量確認等事務を行うこと。 3. 小型船舶の登録等に関する法律に基づき、登録測度事務を行うこと。					
	役・職員数	理事長等	理事	監事	職員	
	常勤	1人	2人	1人	174人	
	非常勤	-人	3人	-人	80人	
2. 事業 (1) 運営費、補助金等		令和5年度(A)	令和4年度(B)	令和4年度比又は令和4年度差(A/B, A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況 (取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)	
	総収入額	23.3 億円	24.7 億円	94.3%	① 補助事業の段階的廃止	
	補助金等収入額(①)	- 億円	- 億円	-		
	事業による自己収入額(②)	22.9 億円	24.3 億円	94.2%	② 自主事業による自己収入の拡大等	
	①/②×100(%)	- %	- %	-		
	経常的運営費用(③)	25.3 億円	24.3 億円	104.1%	③ その他	
	①/③×100(%)	- %	- %	-		
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無		(有・無) 有			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由		(事務・事業名) 登録測度事務 (理由) 当該事務は、船舶の所有権の公証という行政事務の代行であり、船舶安全法第25条の2第3項及び小型船舶登録法第21条の規定により実施するものであるため。			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由		(理由) 検査等事務は継続的に手数料が発生するが、初回登録及び登録の変更がなければ登録測度事務に係る手数料は発生しない。従って、相対的に検査等事務の方が多くなるため、登録測度事務は従たる事業にとどまる。			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)		(有・無) 有 (内容) 法人のその他の事務(検査等)は、他の法人も参入できる制度となっているため、事業全体が実態上独占となっていない。			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)		(有・無) 有 (内容) 手数料は、法令において定めるとともに、法人の役職員は、法令において公務に従事する職員とみなしている。			
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容		(内容) -			
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)		(有・無) - (内容) -			
(4) 手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無		有		手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有
	名称(法令等に基づく検定等には※)	※	対価の額		算定根拠(法令等に基づく検定等については決定方法を付記)	
	小型船舶検査	※	11,600 円 (船の長さ3m未満、旅客定員12名以下の船舶の定期検査)(船舶安全法施行規則別表第1)		(決定者) 国土交通省 (決定方法) 国土交通省令(実費を勘案して国が定めた額)	
	-		-		-	
	-		-		-	
	-		-		-	
対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無		有		収支状況のインターネットでの公表の有無		有
対価を伴う自主事業の有無		無		法人における純利益額		-189百万 円
(5) 検査等の事務事業	法令等に基づく検査等の基準の内容					規定方法
	船舶安全法施行規則 小型船舶安全規則 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 等					-
(6) 外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注		無		法人の外注金額	- 円
	外注しなければならない理由		-			
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容		(有・無) 無 (内容) -			
(7) 事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容(なければその理由)		(有・無) 有 (内容) 法人の役職員については、法令において公務に従事する職員とみなされている。			
	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容(なければその理由)		(有・無) 有 (内容) 法人の役職員については、船舶安全法、定款及び就業規則において、公正性を担保する規定が定められている。			

3. 機関 (1) 役員（除 監査役員）	役員選任規程の有無		有	左の規程がない場合、その理由		-	
	役員の定数		理事長:1名 理事:4名以内 非常勤理事:4名以内	人	上限と下限の幅がある場合はその幅		-
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		理事長は理事会の選任、理事は理事長の任命となっており、その後、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。				
	役員の任期		2 年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) - 年 (理由) -	
	在任年齢に関する規定の有無		有	規定の内容		原則65歳に達するまで	
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前々 職	常勤・非常勤 常 常 常 非 非 非	
	理事長	高野 裕文	令和5年1月28日	(一財)日本海事協会業務執行理事・副会長	(一財)日本海事協会事業開発本部部長・常務理事		
	理事	斎藤 英明	令和3年7月1日（公務員出向者）	国土交通省大臣官房技術審議官（海事局担当）	国土交通省海事局船舶産業課長		
	理事	越富 雄二	令和5年2月2日	日本小型船舶検査機構業務部次長	日本小型船舶検査機構千葉支部長		
	理事	後藤 元	令和5年12月1日	東京大学大学院法学政治学研究科教授（現職）	National University of Singapore, Faculty of Law 客員教授		
	理事	四方 淳	令和3年12月1日	軽自動車検査協会理事（現職）	ダイハツ工業㈱技術統括部東京技術室室長		
	理事	村山 英晶	令和5年12月1日	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授（現職）	東京大学大学院工学系研究科システム創成学専攻 准教授		
	-	-	-	-	-		
	-	-	-	-	-		
	-	-	-	-	-		
	-	-	-	-	-		
	-	-	-	-	-		
	-	-	-	-	-		
	-	-	-	-	-		
	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-			
特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由			同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由				
(比率) - % (理由) -			(比率) - % (理由) -				
役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有		
役員報酬の支給基準の内容			役員の退職金の決定方法				
報酬月額 理事長 942,000円、理事 781,000円（公務員出向者の場合は額範囲内で理事長が定める額）			退職日における俸給月額×0.25×在職期間（月数）				
役員会規程の有無	役員会の成立要件			役員会における議決要件			
有	構成員の過半数以上の出席			出席した構成員の過半数以上			
監査役員選任規程の有無		有	選任規程がない場合、その理由		-		
監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		理事会において選任した後、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。					
関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由		監査役員が理事を兼ねている場合、その理由					
監査役員の任期		2 年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) - 年 (理由) -		
在任年齢に関する規定の有無		有	規定の内容		原則65歳に達するまで		
役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前々 職	常勤・非常勤 常		
監事	前田 泰自	令和5年1月28日	(株)三井造船船島研究所代表取締役社長	(株)三井造船船島研究所取締役			
-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-			
監査役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有		
監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員の退職金の決定方法				
報酬月額 監事 707,000円			退職日における俸給月額×0.25×在職期間（月数）				

(3) 社団的性格の法人の總會等	總會等の成立要件の有無と内容		總會等における議決要件の有無と内容			
	(有・無) - (内容) -		(有・無) - (内容) -			
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容 (ない場合は、その理由)					
	(有・無) - (内容) -					
(4) 評議員会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況		評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容			
	評議員会において、事業計画、予算等について審議するとともに、事業報告、決算報告等の評価を実施している。		(有・無) 有 (内容) 学識経験者のうちから国土交通大臣の認可を受けて、理事長が任命する。			
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	無	役員を兼ねている場合、その構成比率 (兼務の役員数 / 評議員会等の構成員数 × 100)	%		
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由					
	評議員選任規程の有無	有	左の規程がない場合、その理由	-		
	評議員定数	20名以内	上限と下限の幅がある場合はその幅	-		
	評議員任期	2 年	2 年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) - 年 (理由) -		
	在任年齢に関する規定の有無	有	規定の内容	原則75歳に達するまで		
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が 1 / 2 超の場合、その比率と理由					
	(比率) - % (理由) -					
	評議員会規程の有無	評議員会の成立要件		評議員会における議決要件		
	有	構成員の過半数以上の出席		審議を目的としているため、議決要件は定めていない。		
	4. 財務及び会計 (1) 会計基準の適用	企業会計原則の適用の有無	有		資本に固定資産充当 資本の考え方を導入している他は、企業会計原則を適用している。	
(2) 余裕金の運用		余裕金 (財産) の額及び具体的な運用方法	(余裕金の額) 4,960百万円 (運用方法) 国債、公社債、定期預金			
(3) 長期借入金		長期借入金の有無	無	長期借入金の返済計画の有無	無	
長期借入金の確実な返済計画の内容						
(4) 引当金・特別法上の引当金		引当金・特別法上の引当金等の額		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無 (公表していない場合その理由)		
(5) 公認会計士監査	賞与引当金 100百万円 退職給付引当金 900百万円		(有無) 無 (理由) -			
	収支決算額	23 億円	収支決算額が60億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無		-	
	公認会計士監査を実施していない場合、その理由					
5. 株式の保有等 (1) 基金拠出又は出資 (2) 事業報告書への記載状況	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	無	公益法人、株式会社等への出資の有無	無		
	法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無	無	財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無	無		
	事業報告書への記載内容 (未記載の場合その理由)	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が 20 % 以上のもの 法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が 2 / 3 以上となっているもの				
	名称	-				
	所在地	-				
	資本金	-				
	事業内容	-				
	役員の状況	-				
	従業員数	-				
	持株比率	-				
	法人との関係	-				
	6. 情報公開 (1) 法人における業務及び財務等に関する公表	法人における業務及び財務等に関する資料の 5 年間の備え付けの有無		同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
		定款	有	有	有	-
役員名簿		有	有	有	-	
組合員等名簿		-	-	-	-	
事業報告書・附属説明書類		有	有	有	-	
損益計算書又は収支計算書		有	有	有	-	
貸借対照表		有	有	有	-	
法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書		有	有	有	-	
監事の意見書		有	有	有	-	
事業計画書		有	有	有	-	
収支予算書		有	有	有	-	

(2) 所管官庁における業務及び財務等に関する公表		所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由			
	定款	有	-	有	-			
	役員名簿	有	-	有	-			
	組合員等名簿	-	-	-	-			
	事業報告書・附属説明書類	有	-	有	-			
	損益計算書又は収支計算書	有	-	有	-			
	貸借対照表	有	-	有	-			
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有	-	有	-			
	監事の意見書	有	-	有	-			
	事業計画書	有	-	有	-			
	収支予算書	有	-	有	-			
		所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由（一部のみ実施の場合も含む）			
	名称	有	-	有	-			
	所管する部局（担当局担当課等）の名称	有	-	有	-			
	主たる事務所の所在地及び電話番号	有	-	有	-			
	設立年月日	有	-	有	-			
	代表者の職名及び氏名	有	-	有	-			
主な目的及び事業	有	-	有	-				
(3) 所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料		有					
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令		有					
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容及び補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合		-					
(4) 退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無		有					
	公表している主な項目		公表していない場合、その理由					
	役職名、氏名、任期、経歴、報酬		-					
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無		無					
	公表している主な項目		公表していない場合、その理由					
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等	該当者なし							
	(1) 指導監督の実績等	基準に基づく指導監督の実施の有無	有	指導監督の実績及びその主な内容 令和4年4月23日に事故を起こしたKAZU I の中間検査方法に関して十分でなかったこと等をうけ、令和5年1月20日に国土交通省から業務改善指示を发出していたところ、令和5年2月20日にJCIより業務改善計画が提出され、当該業務改善計画の実施結果を令和6年3月29日に報告させた。 また、検査方法の妥当性を実地でチェックするために令和4年8月から引き続き地方運輸局の船舶検査官によるJCI検査員の実地監査を実施し、令和5年12月から令和6年3月末までJCIの旅客船検査員を対象とした船舶検査官によるOJT研修を実施した。				
		指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有					
		基準7(1)のただし書き該法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無	-					
		基準7(1)のただし書き該法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無	-					
(2) 所管法人の事務事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無	有	無い場合、その理由	-				
	当該見直し結果の公表の有無	有	無い場合、その理由	-				
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無	有	無い場合、その理由	-				
	政策評価を活用しつつ、3～5年を目標に定期的、全般的な見直し	事務・事業自体の必要性		有	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	無	所要の措置の結果の公表の有無	無
		事務・事業を当該法人に行わせることの必要性（特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか）		有		無		
		法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性		有		無		
		法令の規程に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性		有		無		
		その他		無		無		
	指導監督上補足すべき事項（指導監督基準の例外としている事項及びその理由 等）							
	・法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。 ・令和5年度末において基準未適合となっているが令和6年9月1日時点で基準適合となっている事項など、本資料に記載している令和5年度の状況に対して令和6年9月1日時点で既に重要な変更が生じている場合には、その概要及び年月日を記載する。							